

件名	愛媛国際貿易センター管理条例
主管課	産業政策課
根拠法令等	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法
<p>【条例の概要】</p> <p>国際貿易センターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲、利用料金等について定める。</p> <p>1 センターの業務</p> <p>(1) 国際見本市、展示会等の開催に必要な施設の提供に関する事。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるセンターの業務の実施に関する事。</p> <p>(2) センターの利用の許可に関する事。</p> <p>(3) 利用料金の収受に関する事。</p> <p>(4) センターの利用の促進に関する事。</p> <p>(5) センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する事。</p> <p>3 開館時間 午前9時から午後9時まで。ただし、立体駐車場は、午前7時から午後10時まで 指定管理者は、知事の承認を得て開館時間を変更できる。</p> <p>4 休館日 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで 指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に利用させることができる。 指定管理者は、知事の承認を得て休館日を変更できる。</p> <p>5 利用の許可 展示場、会議室等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要 条例違反者等については、利用の許可の取消し等を行う。</p> <p>6 利用料金 指定管理者の収入とする。 利用料金の上限額は、従前の使用料の額を上限額として規定 利用料金の額は、指定管理者が知事の承認を受けて決定し、公表する。 既に収受した利用料金は、やむを得ない場合を除き、還付しない。</p> <p>7 利用料金の減免 知事が必要と認めて指示するとき 指定管理者がセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において 適当と認めるとき</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 管理経費 311,236千円（平成17年度当初予算額）</p> <p>2 使用料実績 166,318千円（平成16年度実績）</p> <p>3 利用者数 504,124人（平成16年度実績）</p> <p>4 催事件数 457件（平成16年度実績）</p> <p>5 施設の種類 輸入促進基盤整備事業のうち展示・見本市場施設（FAZ法第2条）</p> <p>6 管理受託者 愛媛エフ・イー・ゼット株式会社</p>	